



発行
東京都

目次

93

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表
.....(東京都監査委員)..... 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年定例監査、令和2年工事監査、令和3年定例監査、令和3年工事監査、令和2年度各会計歳入歳出決算審査、令和4年定例監査、令和3年度公営企業各会計決算審査及び令和3年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年12月13日

東京都監査委員 伊 藤 ゆ う
東京都監査委員 伊 藤 こういち
東京都監査委員 茂 垣 之 雄
東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
東京都監査委員 松 本 正 一 郎

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和4年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和4年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象351件から前回までに措置済みとなっている211件を差し引いた140件のうち、108件（指摘：106件、意見・要望：2件）が改善された。残る32件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置60件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組137件、合計197件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 危険性が指摘された施設設備の修繕など、安全性の確保
- ・ 業務フローを明確化したチェックシートの作成など、マニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
令和 2年	定例監査	令和2.1.7 ～ 令和3.1.28	指 摘	69	67	1	1
			意見・要望 計	7	7	—	0
	工事監査	令和2.1.9 ～ 令和3.1.14	指 摘	76	74	1	1
			意見・要望 計	19	18	1	0
令和 3年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.27	意見・要望 計	6	6	—	0
			指 摘	25	24	1	0
	工事監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.20	指 摘	70	65	4	1
			意見・要望 計	4	1	—	3
令和 4年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.20	指 摘	74	66	4	4
			意見・要望 計	27	26	1	0
	工事監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.20	意見・要望 計	4	3	1	0
			指 摘	31	29	2	0
令和 5年	定例監査	令和3.6.1 ～ 令和3.9.7	指 摘	2	1	—	1
			意見・要望 計	2	1	—	1
	工事監査	令和3.6.1 ～ 令和3.9.7	指 摘	4	2	—	2
			意見・要望 計	18	16	2	—
令和 6年	定例監査	令和3.7.9 ～ 令和3.9.7	意見・要望 計	18	16	—	—
			指 摘	—	16	2	0
	工事監査	令和3.7.9 ～ 令和3.9.7	意見・要望 計	92	—	72	20
			指 摘	3	—	1	2
令和 7年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	96	—	73	22
			指 摘	3	—	2	1
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	3	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 8年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 9年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 10年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 11年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 12年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 13年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 14年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 15年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 16年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 17年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 18年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 19年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 20年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 21年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 22年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 23年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 24年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 25年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 26年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 27年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 28年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 29年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 30年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 31年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 32年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 33年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 34年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 35年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 36年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 37年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 38年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 39年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 40年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 41年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 42年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 43年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 44年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 45年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 46年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 47年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 48年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 49年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 50年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 51年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
	工事監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—
			指 摘	25	—	23	2
令和 52年	定例監査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	意見・要望 計	—	—	—	—

(表2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件、%)

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B-D)/A×100	改善中 C-D
令和2年	指 摘	111	108	3	2	99.1	1
	意見・要望 計	13 124	13 121	— 3	— 2	100 99.2	0 1
令和3年	指 摘	117	108	9	7	98.3	2
	意見・要望 計	10 127	5 113	5 14	1 8	60.0 95.3	4 6
令和4年	指 摘	120	—	120	97	80.8	23
	意見・要望 計	3 123	— —	3 123	1 98	33.3 79.7	2 25

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分	令和2年		令和3年		令和4年			計
	定例	工事	定例	工事	各会計 歳入歳出 決算審査	定例	各会計 歳入歳出 決算審査	
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	1	—	1
	イ 財産・物品管理	1	1	1	—	2	—	5
	ウ 会計処理	—	—	—	2	—	1	6
	エ 事務処理等	—	—	2	2	—	—	14
	小計	1	1	3	2	2	1	22
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定・改正	—	—	—	—	2	—	2
	イ 契約・仕様等の見直し	—	—	1	—	14	—	15
	ウ ルール・体制の構築	—	—	—	1	16	—	17
	エ 研修等の実施	—	1	3	2	2	1	15
	小計	—	2	5	4	3	2	27
合 計	1	1	4	2	2	73	2	23
	1	3	8	6	5	120	4	50

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 調定登録されていたなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

1 主な措置事例

防犯上問題があった通用口について、監視カメラを設置したもの

p. 19 中央卸売市場 No. 1 (令和2年定例監査)

指摘の概要

各場には、車両の通行はできないものの人の通行が可能な箇所（以下「通用口」という。）がある。各場における通用口について見たところ、巡回警備等による監視は行っているが、監視カメラが設置されておらず、また、警備による監視がない時間について施設を行っていないものがあることが認められた。

通用口においては、人通りの少ない時間などに不審者が入場した場合に適切に監視ができない状況は防犯上問題がある。

そこで、各場に対し、監視カメラの設置又は時間による施設など、通用口を適切に管理するよう求めた。

措置の概要

市場は、指摘を受けた3つの場の計4か所の通用口に対して、監視カメラの設置を完了した。

分割概算払について、執行状況等を把握し必要最小限度の交付に改めたもの

p. 21 生活文化スポーツ局 No. 3 (令和3年定例監査)

指摘の概要

生活文化スポーツ局（旧 生活文化局）は、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）と共催して事業を実施するため、都が負担する経費を、四半期に分割して概算払により財団に交付している。

東京都会計事務規則等によれば、分割して概算払をした経費について、その年度の精算を省略する場合は、分割交付ごとの執行状況等を把握し、適正な金額を算定の上、必要最小限度の額の交付を行うことが必要であるとされている。

しかしながら、局は、財団の各期における執行状況を確認しないまま、精算を省略して分割概算払を行っていることが認められた。

そこで、分割概算払の精算省略に係る手続を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、令和2年度第4四半期以降は、財団から執行状況報告書等を徴し、さらに令和3年度第4四半期の交付に当たっては、分割した期ごとの執行状況の内訳を項目ごとに把握するほか、既契約額及び今後の追加契約予定額を財団に確認すること、所要額を算定し、必要最小限度の資金交付を行った。また、概算払の手続における確認ポイントを局内に周知し、再発防止を図った。

不具合が報告された老人ホームの排煙窓について、修繕を行ったもの

p. 23 福祉保健局 No. 5 (令和3年定例監査)

指摘の概要

福祉保健局は、かつて都が運営していた老人ホームを、利用者サービスの低下を生じさせないことなどを条件に公募の上選定された社会福祉法人に無償で貸し付けており、当該老人ホームは社会福祉法人により自主運営がなされている。

局が行った施設の劣化状況等調査の結果、排煙窓の一部について、危険な状態に該当する不具合が認められ、早急に大規模な修繕等が必要と報告されているにもかかわらず、修繕が行われていなかった。

そこで、社会福祉法人と協議し排煙窓の修繕を速やかに行うよう求めた。

措置の概要

局と社会福祉法人が協議を行い、当該法人が、指摘を受けた排煙窓について、修繕を実施した。また、局は、当該法人に対して、危険度の高い調査結果が報告された場合には、速やかに修繕等の対応を行うよう通知を發した。

乗合バス車内感染症対策整備事業補助金について、必要資料を徴し交付対象等であることを確認するとともに、チェックシート等によりチェック体制を強化したもの

p. 28-29 都市整備局 No. 13-15 (令和4年定例監査)

指摘の概要

都市整備局は、誰もが安心・安全に利用することができ乗合バスの整備を促進することを目的として、乗合バス車内の感染症対策に係る整備事業に対して、その導入経費の一部を補助している。この補助金について見たところ、

- ① 補助金交付申請書の関係書類として求めている資料が添付されておらず、補助対象経費の金額・仕様の根拠がないにもかかわらず、交付決定を行っている
- ② 実績報告書の関係書類として求めている資料が添付されておらず、補助対象経費の支払が確認できないにもかかわらず、補助金の額を確定している
- ③ 補助対象事業は、契約から支払まで一連の手続が補助事業実施期間内に行われていることを要件としているが、交付決定及び額の確定の審査等に当たって、要件の確認に必要な資料を徴しておらず、補助対象経費であるか確認していない

などの改善すべき事例が認められたため、補助金の交付決定、額の確定及び要件審査等を適正・適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、補助金の交付に必要な添付資料等を徴取・点検し、補助金の交付対象、補助対象経費であることを確認した。また、業務フローを明確化したチェックシートを作成し、交付決定及び額の確定の審査におけるチェック体制を強化した。

設計変更手続について、ガイドラインの再周知を行うとともに、手続の実施状況一覧を用いて変更状況を確認することにより、適正化を図ったもの

p. 62 水道局 No. 76（令和4年定例監査）

【指 摘 の 概 要】

水道局では、工事施行規程及び設計変更ガイドラインにより、急を要する設計変更や変更内容が軽微な設計変更の場合、起工変更せずに、手続が簡素な施工変更により設計内容を変更した後、工事を行うことができるとしている。また、変更に当たって、受注者からの協議等は、書面により行わなければならないとしている。

局が行った工事について、施工変更手続を確認したところ、施工変更の通知を行う前に工事が既に実施されており、さらには、受注者から協議書が提出されていないものも含まれているなど、適正な変更手続が行われていないものが認められた。そこで、工事契約に係る変更手続を適正に行うよう求めた。

【措 置 の 概 要】

局は、ガイドラインを用いて工事契約に関わる適正な変更手続について再周知及び指導を行うとともに、設計変更手続の実施状況について、手続を行った日程や内容等の一覧表を作成することにより、変更状況を適切に確認することとした。

使用料還付手続の遅滞について、案件一覧等を作成することで再発防止を図ったもの

p. 65 教育庁 No. 81（令和4年定例監査）

【指 摘 の 概 要】

都立図書館は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために来館サービスを休止とした期間は、施設の休止等に伴う対応に関する通知に基づき、自動販売機等設置事業者から受け取る施設の使用料等を免除し、既納分は還付することを求められている。

教育庁は、使用料免除に伴う当該還付を行うため、財務局と予算配当替えの事前協議を行い、了承を得ていたにもかかわらず、速やかに還付手続を行っていないことが認められた。

そこで、関係部所が適切に連携をとりつつ、使用料還付に係る手続を速やかに行うよう求めた。

【措 置 の 概 要】

庁は、過年度還付案件一覧を作成し適切に進行管理を行うこととともに、予算配当の状況や還付手続の進捗状況について、関係部所が適切に連携・確認をとりつつ、遅滞なく還付手続を行うこととした。

第2 通 知 の 内 容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（措置区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分		頁
			1	2	
令和2年定例監査					
【指摘事項】					
1	中央卸売市場	各場における通用口を適切に管理すべきもの	◎		19
令和2年工事監査					
【指摘事項】					
2	港務局	保留庫の設計を適正に行うべきもの	◎		20
令和3年定例監査					
【指摘事項】					
3	生活文化局（注）	分算概算私の積算省略に係る手続を適正に行うべきもの		◎	21
4	福祉保健局	災害用備蓄医薬品等の購入における使用期限の確認について適切に対応すべきもの			22
5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修繕等を選やかに行うべきもの	◎		23
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの		◎	23
令和3年工事監査					
【指摘事項】					
7	総務局	地山補強土工に用いる補強材の設計を適正に行うべきもの		◎	24
【意見・要望事項】					
8	教育庁	学校改修における総合治水対策について		◎	25
令和2年度各会計歳入歳出決算審査					
【指摘事項】					
9	福祉保健局	著作権が登録漏れとなっているもの		◎	26
10	福祉保健局	物品が通大登録及び登録漏れとなっているもの		◎	26

（注）令和4年4月1日実施の組織改正により、生活文化局は生活文化スポーツ局に統合された。以後同じ。

[illegible]

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分					頁	
			1		2				
			ア	イ	ウ	エ	ア		ウ
68	港南局	（廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について） 廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託業務を適正に行うべきもの						◎	57
69	港南局	（廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について） 後援車種等契約について仕様書を通正に定めるべきもの						◎	58
70	東京消防庁	（供養施設情報共有システムについて） 定期点検を仕様で定めた期間内に実施し履行確認を適正に行うべきもの						◎	58
71	東京消防庁	（供養施設情報共有システムについて） 災害時に共有装置を使用できるように点検実施方法を見直すべきもの						◎	58
72	東京消防庁	個人情報等を扱う業務委託契約の管理を適正に行うべきもの			◎			◎	59
73	東京消防庁	作業日が近接している類似の作業委託を一括して契約すべきもの				◎		◎	59
74	交通局	清掃業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行うべきもの						◎	60
75	水道局	漏水の検量期間について、適切な判断であることを明確に示せるよう処置すべきもの						◎	61
76	水道局	工事契約に係る変更手続を適正に行うべきもの						◎	62
77	水道局	再委託の申請と承諾に当たり本来実施すべき手続について部内周知し、今後の事務を適切に進めるべきもの						◎	62
78	水道局	委託内容が競争入札参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成すべきもの						◎	63
79	下水道局	委託業務の対応で、業務の履行実施に基づいて支弁うべきもの						◎	63
80	下水道局	増強幹線工事の調査設計における既設幹線の再構築後の規格について標準を定めるべきもの						◎	64
81	教育庁	使用料の還付手続を速やかに行うべきもの						◎	65
82	労働委員会事務局	端末のデータ消去に係る確認を適正に行うべきもの						◎	65
【意見・要望事項】									
83	福祉保健局	効果的な債権管理の在り方について（医療費等の個人未収金）				◎			66
令和3年度公営企業各会計決算審査									
【指摘事項】									
84	福祉保健局	受贈財産評価額の勘定科目を適正に計上すべきもの			◎				67
85	交通局	受取利息及び有価証券利息を適正に計上すべきもの			◎			◎	67
令和3年度各会計歳入歳出決算審査									
【指摘事項】									
86	子供政策推進室	商標権が登録漏れとなっているもの			◎				68
87	総務局	債権が過大計上となっているもの			◎			◎	68
88	生活文化スポーツ局	出資による権利が登録漏れとなっているもの			◎			◎	68
89	都市整備局	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの		◎				◎	69
90	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎			◎	69
91	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎			◎	69
92	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎			◎	69
93	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎			◎	69

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分						頁	
			1			2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ		ウ
94	福祉保健局	不納欠損額が過大計上に、収入未済額が過小計上になっているもの		◎					◎	70
95	福祉保健局	建物が過大登録となっているもの		◎				◎		70
96	福祉保健局	建物が登録漏れとなっているもの		◎			◎			70
97	福祉保健局	著作権が登録漏れとなっているもの		◎				◎		70
98	福祉保健局	物品が過大登録となっているもの		◎			◎			70
99	福祉保健局	物品が登録漏れとなっているもの		◎				◎		71
100	福祉保健局	債権が計上漏れとなっているもの		◎			◎			71
101	産業労働局	収入未済額が過大計上となっているもの		◎				◎		72
102	産業労働局	収入未済額が過大計上となっているもの		◎				◎		72
103	産業労働局	出資による権利が過大登録となっているもの		◎					◎	72
104	産業労働局	出資による権利が登録漏れとなっているもの		◎				◎		72
105	港南局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎				◎		72
106	港南局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎				◎		73
107	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上及び過小計上となっているもの		◎				◎		73
108	教育庁	債権が計上漏れとなっているもの		◎				◎		74

(表5) 措置通知一覧 (指摘区分別)

番号	対象局 (団体)	監査 種別	事 項	措置区分																頁
				1		2		3		4		5		6		7				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	

【会計処理 (歳入・収入)】																				
46	建設局	4定例	(都立公園使用料の徴収について) 都立公園使用料の納付期限を適正に指定すべきもの																◎	48
81	教育庁	4定例	使用料の滞付手続を速やかに行うべきもの																◎	65
85	交通局	3公決	受取利息及び有価証券利息を適正に計上すべきもの															◎	67	
89	都市整備局	3決算	測定額及び収入未済額が過小計上となっているもの															◎	◎	69
90	福祉保健局	3決算	測定額及び収入未済額が過小計上となっているもの															◎		69
91	福祉保健局	3決算	測定額及び収入未済額が過小計上となっているもの															◎		69
92	福祉保健局	3決算	測定額及び収入未済額が過小計上となっているもの															◎		69
93	福祉保健局	3決算	測定額及び収入未済額が過小計上となっているもの															◎		69
94	福祉保健局	3決算	不納欠損額が過大計上に、収入未済額が過小計上になっているもの															◎		70
101	産業労働局	3決算	収入未済額が過大計上となっているもの															◎		72
102	産業労働局	3決算	収入未済額が過大計上となっているもの															◎		72
105	港務局	3決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの															◎		72
106	港務局	3決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの															◎		73
107	教育庁	3決算	測定額及び収入未済額が過大計上及び過小計上となっているもの															◎		73
【債権管理】																				
16	都市整備局	4定例	(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 債権を適正に行うべきもの															◎		30
17	都市整備局	4定例	(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 必要な情報把握し効果的・効果的な債権管理を行うべきもの															◎		31
18	都市整備局	4定例	(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき進行管理及び追徴請求を適切に行うべきもの															◎		32
47	建設局	4定例	(都立公園使用料の徴収について) 手引を改訂し都立公園使用料の督促を行うべきもの															◎		48
48	建設局	4定例	より効果的な河川占用料の納付指導を行うべきもの															◎		49
83	福祉保健局	4定例	効果的な債権管理の在り方について (医療費等の個人未収金)															◎		66
【都税】																				
11	主税局	4定例	隣接する二筆の土地を同一画地として認定すべきでないもの															◎		27
【歳入 (その他)】																				
75	水道局	4定例	漏水の検出期間について、適切な判断であることを明確に示せるよう処理すべきもの																◎	61
【契約 (仕様・積算)】																				
26	住宅政策本部	4定例	単価契約の予定数量を適切に算出すべきもの																◎	37
30	福祉保健局	4定例	見積りによる価格の設定を適切に行うべきもの																◎	40

番号	対象局 (団体)	監査 種別	事 項	措置区分		頁
				1	2	
				ア	イ	
39	産業労働局	4定例	(リース契約について) リース契約に係る積算を適正に行うべきもの			◎ 44
40	産業労働局	4定例	(リース契約について) 月額リース料及び保守料の額をそれぞれ把握できるよう仕様の提示を徹底すべきもの		◎	◎ 44
41	産業労働局	4定例	商業施設の手続き設計修正委託の仕様書を適正に作成すべきもの			◎ 45
50	建設局	4定例	(事業契約工事について) 特殊製品組合せ費について (事業管理工事の目的に合った使用材料を選定すべきもの)		◎	◎ 50
53	建設局	4定例	(事業契約工事について) 特殊製品組合せ費等について (事業管理工事の目的に合った使用材料を選定すべきもの)		◎	◎ 51
57	港務局	4定例	(リース契約について) リース料を一般運賃として処分するとともに工種を指定し単価を定めるべきもの			◎ 53
58	港務局	4定例	見積書により単価を設定する場合に見積書を3者以上から徴収すべきもの			◎ 54
59	港務局	4定例	事業契約工事における見積りによる積算を適正に行うべきもの			◎ 54
61	港務局	4定例	(リース契約について) 保守料額を適切に定めるべきもの		◎	55
62	港務局	4定例	(リース契約について) リース契約に関する契約自治額の積算を適切に行うべきもの		◎	55
65	港務局	4定例	消費税率に関する計算を正確に行い適正な契約金額による契約を行うべきもの	◎		◎ 56
69	港務局	4定例	(陸揚設備の取組運搬及び処分委託契約について) 陸揚設備の取組運搬について仕様の適正に定めるべきもの		◎	◎ 58
71	東京消防庁	4定例	(陸揚設備の取組運搬及び処分委託契約について) 災害時に共有装置を使用できるように点検実施方法を見直すべきもの		◎	◎ 58
78	水道局	4定例	委託内容に追加入力参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成すべきもの			◎ 63
【契約 (履行確認)】						
4	福祉保健局	3定例	災害用備蓄医薬品等の購入における使用期間の確認について適切に対応すべきもの		◎	22
22	都市整備局	4定例	(事業契約工事について) 用地管理委託について 履行確認を適正に行うべきもの			◎ 35
36	産業労働局	4定例	工事収支明細書の提出について受注者への指導を徹底すべきもの			◎ 42
37	産業労働局	4定例	治部委託契約の履行確認を適正に行うべきもの		◎	43
70	東京消防庁	4定例	(陸揚設備の取組運搬及び処分委託契約について) 定期点検を仕様で定めた期間内に実施し履行確認を適正に行うべきもの		◎	58
74	交通局	4定例	消防業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行うべきもの			◎ 60
82	労働委員会事務局	4定例	機密のデータ消去に係る確認を適正に行うべきもの		◎	◎ 65
【契約 (その他)】						
12	生活文化スポーツ局	4定例	デザイン制作における校正及び検査を適切に行うべきもの		◎	◎ 27

[illegible]

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分										頁
				1					2					
				ア	イ	ウ	エ	アイ	ウエ	アイ	ウエ	ウエ	アイ	
76	水道局	4定例	工事契約に係る変更手続を適正に行うべきもの							○◎	◎	◎	62	
77	水道局	4定例	再委託の申請と承認に当たり本来実施すべき手続について管内周知し、今後の事務を適切に進めるべきもの							○◎	◎	◎	62	
79	下水道局	4定例	委託業務の対価を、業務の履行実績に基づいて支払うべきもの							◎		○	63	
【会計処理（歳出）】														
3	生活文化局	3定例	分割概算私の精算段階に係る手続を適正に行うべきもの			◎							○ 21	
25	都市整備局	4定例	泉岳寺聖地区埋蔵文化財発掘調査負担金に係る資金交付を適正に行うべきもの							◎			37	
【補助金等】														
13	都市整備局	4定例	（集合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について） 交付決定を適正に行うべきもの （集合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について）				○				◎		28	
14	都市整備局	4定例	船舶の備置を適正に行うべきもの （集合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について）				○				◎		28	
15	都市整備局	4定例	補助要件の確認に必要な根拠資料を徴し審査を適切に行うべきもの				○				◎		29	
【財産管理】														
9	福祉保健局	2決算	著作権が登録漏れとなっているもの			◎							○ 26	
10	福祉保健局	2決算	物品が過大登録及び登録漏れとなっているもの				◎				○	○	26	
34	福祉保健局	4定例	公有財産の貸付け等について遺漏なく公有財産台帳に登録すべきもの				◎					○	41	
67	港務局	4定例	租税台帳の更新を正しく行える事務処理手順を定めるべきもの							◎			57	
84	福祉保健局	3公決	受贈財産評価額の勘定科目を適正に計上すべきもの				○					◎	◎ 67	
86	子民政策推進室	3決算	著作権が登録漏れとなっているもの				◎						○ 68	
87	総務局	3決算	健康が過大計上となっているもの				◎				○	○	◎ 68	
88	生活文化スポーツ局	3決算	出資による権利が登録漏れとなっているもの							◎			○ 68	
95	福祉保健局	3決算	建築物が過大登録となっているもの							◎		○	70	
96	福祉保健局	3決算	建築物が登録漏れとなっているもの							◎			70	
97	福祉保健局	3決算	著作権が登録漏れとなっているもの							◎			70	
98	福祉保健局	3決算	物品が過大登録となっているもの							◎		○	○ 70	
99	福祉保健局	3決算	物品が登録漏れとなっているもの									○	71	
100	福祉保健局	3決算	債権が計上漏れとなっているもの							◎		○	○ 71	
103	産業労働局	3決算	出資による権利が過大登録となっているもの							◎			○ 72	
104	産業労働局	3決算	出資による権利が登録漏れとなっているもの							◎			○ 72	
108	教育庁	3決算	債権が計上漏れとなっているもの				◎					○	74	
【設計】														
2	港務局	2工事	候留枠の設計を適正に行うべきもの			◎						○	○ 20	

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分				頁
				1	2	アイウエ	アイウエ	
7	総務局	3工事 もの	地山補強土工に用いる補強材の設計を適正に行うべき もの		◎			24
【その他】								
1	中央卸売市場	2定例	各場における通用口を適切に管理すべきもの	◎				19
5	福祉保健局	3定例	劣化状況調査にて「危険度 3」かつ「レベルⅢ」と 判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの		◎			23
6	福祉保健局	3定例	適正に整備された承諾費を保持すべきもの		◎		○	23
8	教育庁	3工事	学校改修における総合治水対策について			◎		25
27	住宅政策本部	4定例	管理関係が複雑な移管施設について調整を適切に実施 すべきもの				◎	38
66	港務局	4定例	不法放置車両の取扱手続について適切に行うべきもの				◎	56
80	下水道局	4定例	増強幹線工事の調査設計における形設計線の再構築後 の縮径について標準を定めるべきもの			◎		64

〔令和2年定例監査〕

【措置事項】

番号	対象局 （団体）	措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	中央卸売市 場		各場における通用口を適切に管理 すべきもの	各場において、人の通行が可能な箇所（以下「通用口」という。）がある。通用口においては、人通りの少ない時間などに不審者が入場した場合に適切に監視ができない状況は防犯上問題があるが、各場における通用口について見たところ、次の問題が認められた。 ① 24時間常時開放されている通用口（門扉なし）が大田市場及び足立市場にあるが、当該通用口には監視カメラが設置されていない。両場は、巡回警備等による監視を行っているとしているが、巡回警備による監視は、監視可能時間に限度がある。場の利用者との関係で時間による封鎖も難しいとしている。 ② 多摩ニュータウン市場における通用口（施設可能）の開放時間は、午前4時から午後8時までであり、警備委託契約で設置する警備のボストからの監視が可能であるとしているが、同ボストの勤務時間は午前4時から午前12時までであり、午後0時から午後8時までの間は監視がなくなり、監視カメラの設置もない。同ボストによる警備のない時間の施設は可能であるとしているが、施設は行っていない。 各場は、監視カメラの設置又は時間による施設など、通用口を適切に管理されたい。	大田市場、足立市場及び多摩ニュータウン市場において監視カメラの設置を完了した。【1ー1】

〔令和２年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
2	港務局	係留杭の設計を適正に行うべきもの	港務局は、工事請負契約により、台風等の自然災害や船舶航行による波の影響に対応するため、老朽化した係留杭の更新などを行っている。 ところで、東京港海岸保全施設整備計画では、工事場所付近の計画高潮位をAP+4.1mと定めている。また、防潮堤の高さは高潮時の波浪を考慮してAP+4.6mとしている。 しかしながら、設計図面について見ると、係留杭の杭頭高が計画高潮位より低いAP+4.0mであることが認められた。 このため、海水面が計画高潮位となった際には、係留杭は水没するだけでなく、高潮時の波浪によって、浮き杭から外れ、浮き銭橋が漂流してしまう設計となっている。 局は、係留杭の設計を適正に行われたい。	令和4年11月契約の改良工事により、計画高潮位と高潮時の波浪に対応するため、令和4年度中に係留杭の天端高を高くする。【１－イ】 局は、係留杭高に計画高潮位を考慮しているかをチェック項目に追加して、照査チェックシートを改訂して年2月25日から運用を開始している。【２－ウ】 東京港管理事務所は、令和2年6月16日に所内課長会を開催し、指摘意見を及び再発防止の取組について周知を図った。【２－エ】

〔令和３年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
3	生活文化局	分割概算払に係る手続を適正に行うべきもの	文化振興部は、公益財団法人東京都歴史文化財団と共催で、文化面から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を醸成する「Tokyo TOKYO FESTIVAL」に係るプロモーション・プランデザインプロジェクトを実施しており、令和2年度において、各期に分割した経費をそれぞれ概算払により交付している。 そこで、本件の概算払の状況について確認したところ、期は、分割した期ごとの経費について精算を省略していたが、財団の各期における執行状況を期ごとの経費を概算払により交付していることが認められた。 分割して概算払をした経費について、都度の精算を省略する場合は、会計管理者が定める要件を全て満たさなければならず、分割交付ごとの執行状況の確認は必須である。精算省略に係る手続を適正に行われたい。	文化振興部は、令和2年度第4四半期からは、財団から執行状況報告書を徴し、執行状況を把握した上で資金交付期を行っている。令和3年度第4四半期の交付に当たっては、直前の期の執行状況の内訳を項目ごとに把握するほか、既契約額及び今後の追加契約予定額を財団に確認することで、第4四半期の所要額を算定し、必要最小限度の資金交付を行った。【１－エ】 また、局は、令和3年3月26日付通知文により、監査指摘事項を周知徹底するとともに、会計理担当者及び支出関係事務の確認ポイントについて周知し、令和4年2月28日にも再度周知し、再発防止の徹底を図った。【２－エ】

医療政策部は、災害時における医療救護活動のため、医薬品等の災害用備蓄品を購入し、関係各所に配置している。		購入する災害用備蓄医薬品等の使用期限については、仕様書において、残存使用期限が10分の8以上あることと、これにより難しい場合は、都担当者で協議すること等の要件を定めている。	
そこで、納品状況を確認したところ、契約した33品目中25品目において残存使用期限が10分の8を下回っている状況であった。		現在市場に流通している中で最も有効期間が長いものを納品する。」1とどの報告を受け、確実な更新のために、やむを得ないものとして了承している。しかしながら、災害用備蓄医薬品等は、いつ発生するか分からない災害等に備えるため、使用期限を超過する前に入れ替えをする必要があることから、残存使用期限を満たさないものが多数ある状況は適切でない。	
また、部は、条件を満たさない状況について善処業者からの報告のみで判断を行っており、業界における流通実態などの十分な考察を行っていない。		部は、災害備蓄用であることを前提とした使用期限が確保できることととも、流通実態から仕様書上の残存使用期限を満たす医薬品等の調達が困難な場合には、備蓄中の医薬品等の変更する契約変更等も視野に入れるなど、慎重な対応をとるべきである。	
部は、災害用備蓄医薬品等の購入に		おける使用期限の確認について適切に対応されたい。	

契約締結に当たり、複数の卸売業者から在庫状況、流通状況等を照取することとした。		また、残存使用期限を満たすことができない場合には、理由書を提出の上、やむを得ないと認められるものについては、残存使用期限が最長の物品を納入するよう、仕様書の見直しを図った。見直した仕様書により契約を締結したところ、相手方より残存使用期限を満たすことのできない物品等が発生したとの申出があったため、理由書を提出させた上で、事前に聴取した在庫状況等や、医療資器材の業界団体や都薬利師会に対して行った流通状況等に關する聞き取りの結果も踏まえ、協議を行った結果、やむを得ないと認められた物品等について、残存使用期限が最長の物品を納入させる対応を図った。【2-1】	
---	--	---	--

4		福祉保健局		災害用備蓄医薬品等の購入に際しては、被災者から有効期間が長いものを納品する。」との報告を受け、確実な更新のために、やむを得ないものとして了承している。しかしながら、災害用備蓄医薬品等は、いつ発生するか分からない災害等に備えるため、使用期限を超過する前に入れ替えをする必要があることか多量ある状況は適切でない。	
1		2			
ア イ ウ エ		ア イ ウ エ		◎	

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					
6	福祉保健局	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	生活福祉部は、「令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業委託契約」及び「ひきこもりに関する支援状況等調査委託」を締結して契約書を保持し、契約変更を行っている。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。						
			1						
			ア	イ	ウ	エ			
				◎					

5	福祉保健局	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの	「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本運営書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっており、高齢社会対策部は、社会福祉法人に無償で貸し付けている大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。 この調査結果を見たところ、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」（レベルⅢ）に分類されている。これら「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された複数の排煙窓について、監査員現在、修理が行われていなかった。 部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された			
---	-------	--	---	--	--	--